

○みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱

令和5年3月23日

みよし市事業用低公害車購入等費用補助金交付要綱（平成30年4月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次世代自動車を購入又はリース（サブスクリプションを含む。以下同じ。）（以下「購入等」という。）する個人に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「次世代自動車」とは、別表第1に掲げる自動車（中古車を除く。以下同じ。）をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、次世代自動車を購入等する個人に対して当該購入等に要する費用の一部を補助することにより、次世代自動車の普及を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、自ら使用する目的で新規登録により次世代自動車を購入又は3年以上のリース契約した個人であり、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付の申請の制限）

第5条 補助金の交付は、同一の補助対象者について1年度につき1台を限度とする。

（補助事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者による家庭用次世代自動車購入等事業とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次世代自動車の車両本体の価格（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、車両本体の価格は値引き後の価格とし、附属品、保険料、登録料その他諸費用を含まないものとする。

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の5パーセントとし、別表第2に定める金額を限度とする。ただし、リース（超小型電気自動車のリースを除く。）にあつては、契約年数が4年に満たない場合は、契約年数を4年で除して得た値に当該補助金の額を乗じて得た金額とし、契約年数に年未満の期間があるときは、その期間を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書兼実績報告書)

第9条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、次世代自動車の新規登録の日から180日以内に、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、直ちにみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 交付決定者が補助金の交付決定を受けた後に補助金の交付を辞退しようとする

きは、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付申請取下げ申出書(様式第5号)により市長に申し出るものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金返還請求書(様式第6号)に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部(別表第4に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。))から使用年数(使用年数に年未満の期間があるときは、その期間を切り捨てるものとする。)を減じた年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。))の返還を請求するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた次世代自動車(以下「補助対象自動車」という。)を適正に使用し、耐用年数の期間内は、補助金の交付目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象自動車を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により補助対象自動車を買換え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

2 補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(市による調査)

第15条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、補助対象自動車の使用に関する調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市事業用低公害車購入等費用補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後

のみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（補助対象者の特例）

- 3 令和4年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に次世代自動車を購入等した個人及び令和4年12月31日からこの要綱の施行の日までの間に次世代自動車を購入等した事業者についても、新要綱に規定する補助対象者とみなして、新要綱の規定を適用する。この場合において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に次世代自動車を購入等した個人に係る新要綱第9条の規定の適用にあつては同条中「180日以内」とあるのは「1年以内」と、令和4年12月31日から令和5年3月31日までの間に次世代自動車を購入等した事業者に係る新要綱第9条の規定の適用にあつては同条中「180日以内」とあるのは「90日以内」と読み替えるものとする。

（要綱の失効）

- 4 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市次世代自動車購入等費用補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後のみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であつて、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
プラグインハイブリッド自動車	四輪以上の検査済自動車であつて、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの

電気自動車	上記を除く四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの
超小型電気自動車	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーのうち、定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下で電動機を有する四輪以上のものであって、みよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号）第82条第3項に規定する証明書にミニカーと記載されているもの

別表第2（第8条関係）

区分	補助金限度額
燃料電池自動車	35万円
プラグインハイブリッド自動車	15万円
電気自動車	15万円
超小型電気自動車	5万円

別表第3（第9条関係）

区分	添付書類
購入	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し。 ※所有者の氏名又は名称と使用者の氏名又は名称が異なる場合は、使用者の住所が市内の住所であること。 2 請求明細書等車両本体価格を確認できる書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類
リース	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し。 ※所有者の氏名又は名称と使用者の氏名又は名称が異なる場合は、使用者の住所が市内の住所であること。 2 リース契約書の写し 3 みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金リース車両明細書（様式第8号）

4 その他市長が必要と認める書類

別表第4（第13条関係）

区分	耐用年数
燃料電池自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
電気自動車	4年
超小型電気自動車	3年

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付申請書兼実績報告書

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 車両情報

車両名称	車両登録日	車両区分 ※該当項目に☑
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 超小型電気自動車

2 補助金交付申請の内容

補助対象経費	補助金額算出方法	補助金交付申請額
円 ※車両本体価格(値引き後) ※消費税含む。 ※オプション、登録料等諸費用は含まない。	・購入又は4年間以上のリース契約の場合 補助対象経費の5%(1,000円未満切り捨て) ※補助金限度額 燃料電池自動車 350,000円 プラグインハイブリッド自動車 150,000円 電気自動車 150,000円 超小型電気自動車 50,000円 ※3年間のリース契約(超小型電気自動車除く。)の場合 補助対象経費の5%(限度額適用) ×3/4(1,000円未満切り捨て)	円

3 添付書類チェックリスト

添付書類 ※該当項目に☑	購入	リース
自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
請求明細書等車両本体価格を確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
リース契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金リース車両明細書(様式第8号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 公簿等による確認の承諾

私は、上記の補助金交付申請の審査を行うに当たり、申請者の住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者 _____

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金については、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金については、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号(第11条関係)

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

補助金交付決定通知書の番号		_____ 第 _____ 号		
振 込 先	銀行名	銀行・農協 信用金庫・金庫		本店 支店 出張所
	口座番号	普通 当座	NO.	
	口座名義人	フリガナ		

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金については、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 補助金額 金 _____ 円

2 取下げ理由 _____

様式第6号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をし、交付したみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金については、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 取消し理由

様式第7号(第14条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金について、みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象自動車の処分の承認を申請します。

記

- 1 処分の方法 _____
- 2 処分の時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 処分の理由 _____

様式第8号（別表第3関係）

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金リース車両明細書

年 月 日

みよし市長 様

(リース事業者)

所在地

名称

代表者名

電話番号

みよし市家庭用次世代自動車購入等費用補助金交付要綱別表第3に規定する添付書類について、下記の内容に相違ありません。

記

1 リース先情報

住所	
氏名	
リース契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 車両情報

車両名称	
車両型式	
車両本体価格（値引き後） ※消費税含む。 ※オプション、登録料等諸費用は含まない。	円

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 10 条関係)

様式第 3 号 (第 10 条関係)

様式第 4 号 (第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 12 条関係)

様式第 6 号 (第 13 条関係)

様式第 7 号 (第 14 条関係)

様式第 8 号 (別表第 3 関係)